

第111号

# 瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



## 目次

1. フィリピン人労働者を支援する会への加入・寄付のお願い
2. 労働基準法 - 6 (第12条・第13条)
3. 働く者の相談室くれニュースから  
～ フィリピン人技能実習生“団交勝利”のもと帰国実現～
4. ケラメイコス 染付の四方皿
5. 本の紹介 恐山 ～ 死者のいる場所 南直哉著
6. 今月の言葉

## フィリピン人労働者を支援する会への加入・寄付のお願い

外国人技能実習生を始め外国人がさまざまな問題を抱えて生活しています。技能実習生たちは問題がありながら、恐怖感から相談に来ないのが現実です。会社の都合で強制的に帰国させられることになり保護を求めてくる技能実習生も少なからずおり、そうした人達を保護すれば、解決・帰国に至るまでの生活を支える資金が必要になります。裁判に入れば長期間にわたり多額な生活費援助が必要となります。「フィリピン人労働者を支援する会」はこうした費用を賄うための基金の貸付と解決への支援を目的として活動しています

今年度は、技能実習生たちの3年間の日本滞在を楽しいものにするための活動を行いたいと考えています。

なお、この会は、フィリピン人に限定しておらずあらゆる国籍の人に対して支援しています。

**新年度に当たり、会費納入等会の活動維持にご協力お願いいたします。**

会費 : 正会員 1口 1,000円(実習生 500円)、維持会員 1口 10,000円

寄付 : 金額自由

銀行口座 : 広島銀行本店 普通預金 3805299

フィリピン人労働者を支援する会 会長 小松公寛

事務局 : 小松社会保険労務士事務所内 〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯電話 : 090-7590-0215

## 労働基準法 - 6 (第12条・第13条)

### 外国人技能実習生を中心として

#### 第12条(平均賃金)

この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。

2 前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。

使用者が、何らかの理由で働いていない日に対して金銭を支払わなければならない場合また保障を必要とする場合にはいろいろな支払方法が考えられますので労働基準法では、該当する条文ごとに支払方法を定めています。たとえば年次有給休暇の場合を見ると「平均賃金若しくは所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金・・・」といくつかの方法が列挙されています。また使用者の都合によって休業した場合の休業手当は平均賃金の60%以上の支払を、また労働者を即時に解雇する場合の解雇予告手当は平均賃金の30日分以上の支払が必要と定められています。その他、労災補償の額や減給の制裁を行う場合の限度額を算定するときにもこの平均賃金に基づいて計算するよう定められています。

技能実習生の場合、解雇と休業手当の問題がよくみられますが、大雑把なところで済ませ、正確な計算をすることは少ないといえます。技能実習生の休業手当の計算例でみると、「最低賃金×0.6×8時間」の計算ではなく、「(前3か月の残業代等を含んだ賃金総支給額÷前3か月の暦日日数)×0.6」で計算した額で計算します。もし、「21日~20日」が賃金計算期間であればこの期間で前3か月を計算することになります。また、前月3か月の中に会社都合による休業日があればその期間の日数と賃金は除いて計算することになります。

#### 第13条(この法律違反の契約)

この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準による。

ハローワークに行つて求人票を見ると職種、労働時間、休憩時間や休日そして賃金等が記載されています。就職することになるとここに書かれている内容での契約を結ぶことになりますが、中には、賃金については20万円~40万円と幅を持たせたものもあります。そうすると面接した時点で賃金は安い方の20万円と決まり、労働基準法第15条に従って労働条件を明示した文章が交付されることになります。これは契約書ではありませんが、同等の効力を持つものといえ、個々に記載されている内容が労働基準法に規定されている内容に達していない場合には労働基準法が定めている規定に修正するというのがこの条文です。例えば、1日の労働時間は10時間、休日は週1回日曜日と記載されておりその規定通りの働き方をしている場合はどうでしょうか。労働基準法の定める労働時間は1週40時間、1日8時間を限度と定めているため、1日の労働時間で8時間を超える部分は残業扱いとする必要がありますし、休日も週2回としなければ週48時間労働となるため休日を1回増やす必要があります、この日についても残業扱いとなるのでそれぞれ25%の割増を付けた賃金で計算して差額を清算支給する必要があります。

ちなみにこの例を時給1,000円とした場合、1週間の割増賃金の未払い額を計算すると、

(月曜日から金曜日)  $1,000 \text{円} \times 0.25 \times 2 \text{時間} \times 5 \text{日} = 2,500 \text{円}$

(土曜日)  $1,000 \text{円} \times 0.25 \times 10 \text{時間} = 2,500 \text{円}$

合計5,000円の未払い賃金が発生していることになります。

上記のような例は外国人に対してよくみられるものですが、中には、1年単位の変形労働時間制を形だけ導入して残業代を支払わないケースもあり、当然この条文に基づいて清算を求めることになります。またこの条文違反ではないのですが、「雇用保険や社会保険に加入すると手取り賃金が少なくなる。」と持ちかけ、加入しない方を選択させるという手口もよくみられます。

## フィリピン人実習生 “ 団交勝利 ” のもと帰国実現！ 働く者の相談室くれ

スクラムユニオンがとりくんできた「新来島ドック」で働いていたフィリピン人実習生9名（雇用主㈱「ダイキ」 派遣組合「グローバルコミュニケーション」）の課題が解決。

4月20日広島空港より台北（タイペイ）経由の飛行機で、「ユニオンの皆さんありがとう」「感謝しています」と笑顔とともにフィリピンへの帰国の途につきました。



（送別会、由木さん宅にて）

2010年からは実習生として㈱ダイキと雇用契約を結び働いていましたが、今年（2012年）当初から「新造船の仕事がなくなる」「2月には帰国させられる」「その後はスリランカ人を入れるらしい」とまことしやかなウワサが職場で流れ始めました。心配と不安の中でスクラムユニオンと出会い加盟、2012年1月分会結成となりました。

会社（ダイキ）とスクラムユニオンとの団体交渉直前、フィリピン現地の送り出し機関の不当な動きが組合員より伝えられました。「ユニオンはひどいもの。ユニオンに入るとブラックリストにのり仕事がなくなる。脱退させる」との脱退工作を組合員の家族を集めフィリピンで行い、組合員本人達にもパソコンを通じて直接同様の働きかけがありました。「組合員やユニオンへの不当労働行為あり、許せない。ただちに中止させよ」と第一回団体交渉で追求しました。（これは交渉での大きな力となったといえます）

2回の交渉でユニオンは次の合意を会社からとりつけました。

- A、2月帰国というのは決定事項ではなく、契約（5月14日まで）終了に近い5月ゴールデンウィーク前の帰国を考えていきたい。
- B、毎日の早出残業（体操・朝会）分については「有給休暇2日」を与える。
- C、家賃部分については徴収金と支払い分（アパート大＋光熱費）との差額については帰国時に精算する。（この合意書の文章確認の時点においても会社側はさまざまな条件や要望を出してきましたが、ユニオン（本人達）の要望通りのものとさせました）

つまり、帰国については契約期間の3ヶ月前に帰国させられる、ということがなくなり4月中まで保障するという事です。もし会社が「帰国させざるをえない」との姿勢に出れば、ユニオンとしては5月分までの賃金・休業補償を主張していく予定でした。実際にはドックでの仕事がずっとあったわけで

### 実習生の実態とスクラムのたたかい

2009年、フィリピンのセブ島を出身地とする彼らは『溶接』の研修・実習を目的として来日。しかし職場の仕事は溶接ではなく『磨き（グラインダー）』でした。社宅は安芸津町内のボロアパート。古く便所も水洗でなく4畳半・6畳にそれぞれ2人ずつ詰めこまれた部屋で、家賃（アパート代～光熱費含む）は月2.5万ずつ徴収されていた。



はなかったのです。会社は「3月は研修、4月は休業を行う。通常の休業補償60%ではなく100%補償する」と約束し、帰国までの期間を補償する（「めんどろみる」）こととなりました。はじめは、ユニオンとしても「会社はユニオンに解答・約束した手前よく無理をしたものだ」と考えもしましたが、何のことはありません。会社は国の制度である「雇用安定助成金」をうまく利用することでこの3～4月のりきろうとしたのです。「休業させても研修をうけさせても」国の助成金を利用でき、自分たちの金の持ち出しをすることなくのりきったということなのです。

実質、9名のフィリピン人実習生にとっては、帰国前の約2ヶ月近く「毎日が有休」の状態であり、現場で身体を酷使し神経をすりへらすことなく「ゆったりとした生活」を手に入れることができました。アパートも、来日時に一時居住したというところで、全員がそろって食事する部屋のゆとりもあり幾分快適さもありました。

「家賃部分の精算」については、結果として一人当たり約11万の返金をうけることが実現しました。これは1ヵ月分の手取り賃金に相当するものです。会社は実習生からの徴収分の5分の2弱アパート代に、5分の2強を光熱費代に支払い、100万円をはるかにこえる金がプールされていました。スクラムとして追及していなければうやむやにされる運命のお金でした。

団交の中で「早出残業分は有休2日補償」と決めましたが、現実には毎日「休業状態」の中で問題外となりました。しかも、団交中「本人たちの有休人数が明らかでない」とのスクラムの追及に対しては、「有休の使用日数・残日数は給与明細にちゃんと示している」と明言しました。しかし、実態はまったくの虚言であり（0日との記載だけ）現場では「進水式」の日は仕事がないので有休をとらされていたのも明らかになりました。まったく現場を知らない団交上の発言であり、ウソを言ったとしても許されない内容でした。

現地送り出し機関（...を使ってか？）の脱退工作の不当労働行為をはじめ、「期間の8割を超えていれば帰国させてもよい」という労基法を無視した発言なども、研修生・実習生の派遣で成長し地元では大手と呼ばれている企業のイヤラシイ経営方針・金もうけ主義と多く露呈させました。「アパート引越し時の有休」のとり方や「危険な仕事を強制され拒否した」ことを口実に「帰国させる」という発言、が団交中での確認（「誠意をもって相互努力をする」）を無視して行われました。

以上のような様々なこと、“山あり谷あり”、困難ありましたが、組合員とユニオンがしっかり連携をとって取り組んできた成果だったといえます。



（分会集会、ビューポート呉にて）

「会社は信用できない。現金は空港での受け渡しでなく事前に欲しい」との要求も実現しました。

「もし、ユニオンと出会わなかったら、今回の成果はない」「いやいや2月に泣き泣きでも強制帰国させられ、高く集められたお金も返ってこなかった」彼らは言います。

しかし、一言で言うなら今回の「要（かなめ）」は何だったのか。それは、“実習生全員がユニオンに結集し、連帯を強めて団結を守りつづけたこと”にあります。

## ケラメイコス

### 染付の四方皿

毎日使う食器にこだわりを持って使うと食事にしてもお茶を飲むにしても楽しいだろうと思いつつながら、最近は、怠惰な生活に流れてそうした考えさえどこかに飛んで行ってしまっています。ほしいと思うものも時々ヤフオクに表れて気はしますが、もう一つ本気になれないまま遊びに来てはくれません。今、原憲司先生の黄瀬戸の茶碗が出ていますが、どの程度で落ちるのかと思いつつながら毎日チェックは欠かさず、このオーソドックスな形のものはないからと考えてしまいます。死ぬまで様々な欲望に振り回されるのが人間なんかとあきらめざるを得ません、

茶碗は毎日使うものでもありませんし、ましてやお茶をやらない人間にとっては観賞用の藻でしかないのは少しさみしい気もします。やきものはそれぞれの用途にしたがって作成されながらも、用途によって値段が大きく異なるのも不思議ですし、高名な作家の作品などは実用に供されることもなくどこかに仕舞われ、安価な器が使用されているのではないのでしょうか。我が家もまさにその通りで、景品でもらったお皿などが幅を利かせています。そうは言っても好きになれば欲しいのはそれでいいのでしょうか。

伊万里などの古い食器を見るとしっかりと使用した跡が残っています。食器を重ねることによるスレがあったり、かけた部分の補修したり、割れた場合、ガラスの粉を溶かして接着させた焼継という方法などで・・・父が子供のころ焼継をする人が行商していたと言っていました。それだけ大切にしていたのかもかもしれません。そうしたモノを大切にすることがあったから日常雑器のようなものまで残り、私たちを楽しませてくれるのかもかもしれません。そうは言っても大量に造られたもののごく一部でしかないのでしょうか・・・

ここに載せた四方皿は飾ってもいいようなものなので額皿といってもいいのかもかもしれませんが、しっかりと使われてきたらしく擦り傷が見られます。私の祖父は刀や書画骨董を収集していましたが、大半が原爆で壊れたり、古伊万里の器など普段使いしていたため壊れて捨てられたりしたようです。書画骨董に関心のないものには汚いものとし映らないので仕方ないことかもしれません。我が家にあるものもいずれは子供たちによって捨てられてしまうのが現実かもしれません。



ここに掲載した四方皿は例外的に残っていたものの一つで、箱には「紅毛平鉢」とあります。紅毛手というのはオランダ人やイギリス人を指す言葉で、そうした人たちが描かれているものやデルフトのやきものをこのように呼ぶと考えているため箱と中身が一致しているのかよく分かりません。これは四隅には山水風景、その間にはトビウオのような魚を正面から描いた文様をそして正面には衝立と木と鳥そしてどのような意味があるのか円が描かれています。外国人に好まれた輸出用という意味で紅毛手もあるのか・・・それ以前に古伊万里か中国のものか・・・

そうした詮索をするのが骨董趣味の面白いところともいえます。

## 本の紹介

恐山 ~ 死者のいる場所  
南直哉 著 新潮新書 735円

私たちを含めてすべての生物の命とはなんなのか？また生物ではないと考えている岩石などの命とはなにか？それに対する答えはあるのかなのか。そんなことは、どうでもいいことなのかもしれません。信仰を持つ人にとってはその信仰に基づく答えがあると思います。それはそのように信じているだけのことかもしれません。ただ一つ正確なことは、「今生きて生活し、確実に死ぬ」ことだけといえます。お化けや、幽霊などの怪談話には誰でも関心を持つこと自体、私たちの知れえない世界が存在していることへの証なのかもしれません。恐山もそうした世界との接点として存在する場所といえます。霊的なパワーにあふれた所と考えていたら著者は、死に向き合った人間がそこから何かを引き出すところではない。空の容器の中に自分の思い悩みを吐き出すところと言っています。パワーレススポットだからこそ霊場になりえると。

おどろおどろしい風景の恐山の住職として8年過ごして霊や幽霊と遭遇したことは一度もないとのことですし、仏教では死後の世界や靈魂について問われた場合、「答えない」、これを「無記」といいブツダ以来の公式見解だといっているように経験したこともないことをまことしやかに物語るよりは今を大事に生きるため自分の気持ちをリセットするところが霊場であり宗教であるのかもしれませんが。胃がむかむかすれば吐いてしまえば気持ちがよくなります。しかし頭でっかちになると分かってはいてもそれができないもどかしさもあります。それは、「不安を共有できない宗教者は信用できません。不安を共有して、なおかつ生きることにはチップを張る、つまり賭けることができる人間こそが、優れた宗教者であると私は考えます。「答を出す」のではなく「問い続ける」ことこそが、宗教者にとって重要なことなのです。」と書かれていような出会いがないかなののかもしれません。

抹香臭さもなく、気楽に読める軽い本ですから一つの恐山物語として読まれても楽しめます。

### 言葉

偽善者たちは、人に見てもらおうと、  
会堂や大通りの角に立って祈りたがる。  
あなたが祈るときは、奥まった自分の部屋に入って戸を閉め、  
隠れたところにおられるあなたの父に祈りなさい。

マタイ 6章5節～6節

### 発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所  
テニスサークル アレオパゴス会議  
〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511  
携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039  
e-mail [k.komatsu@do.enjoy.ne.jp](mailto:k.komatsu@do.enjoy.ne.jp) <http://srk.2002.com/>

平成24年 6月 1日 発行